

昨年の東日本大震災から1年が経過しました。

ちょうど1年目となる3月11日には、被災地はもとより全国各地、世界各国で追悼行事が行われました。更に政府主催の追悼式には手術後にも関わらず天皇皇后両陛下がご出席されました。

いまだ復旧・復興の道半ばにある被災地、避難生活を余儀なくされていらっしゃる方々を思うと、皆が忘れることなく引き続き思いを馳せ、支援を継続していかなくてはならないと思います。

そんな中、今年最初の定例議会が開催され、平成24年度予算をはじめ37の議題が審議されました。平成24年度は金子市長の任期最後の年となりますが、金子市長は総決算の年としています。その予算をはじめ、長らく懸案事項であったピアス問題など、柳川市の現状と課題をご報告いたします。



柳川市議会議員
佐々木 創主

佐々木創主議会報告35号

平成24年第1回定例議会 会期：2月29日～3月21日

○平成23年度一般会計予算が2億73万2千円減額され予算総額が289億9448万2千円となりました
今回の補正は、様々な事業の事業費が確定したことによる予算調整が主なものですが、国の3次補正予算に関連するものも盛り込まれています。

△東日本大震災を受けて災害対策のためのシステムが導入されます

- ・地震や津波などの不測の事態が発生した時に、国から衛星通信を通じて全国の自治体に緊急通報を伝達するシステムが導入されることになりました。
- ・災害が発生した時など、災害情報を市民の皆さんに「アナウンスとサイレン」で一斉に知らせる設備が整備されることになりました。拡声器は市内18か所に設置されることとなります。

△柳川漁協がカントリー方式による海苔共同加工場を建設することになりました

大和町中島に漁業団地が整備されていますが、このたび吉富町に5軒の漁家が共同で行う海苔加工場が建設されることになりました。中島漁業団地は土地の購入、造成とも市が行いましたが、今回は土地の取得と造成は漁協が行い、加工場の建設費と大型海苔自動乾燥機の補助が行われます。

事業費2億4433万7千円（補助率：国5/10、県1/10、市1/10）

△定年や勧奨などにより23名の職員が退職します

○平成24年度一般会計予算が賛成多数で可決しました

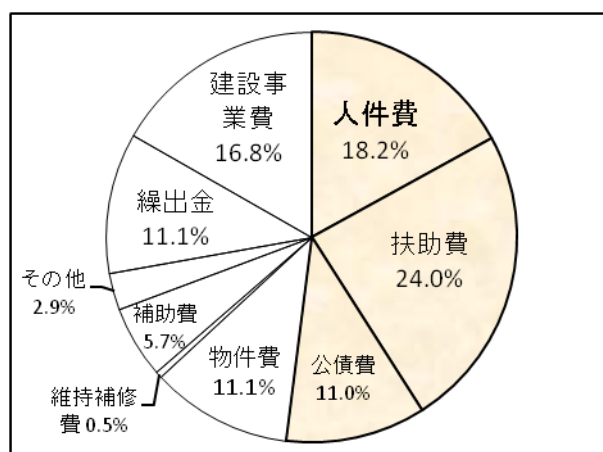
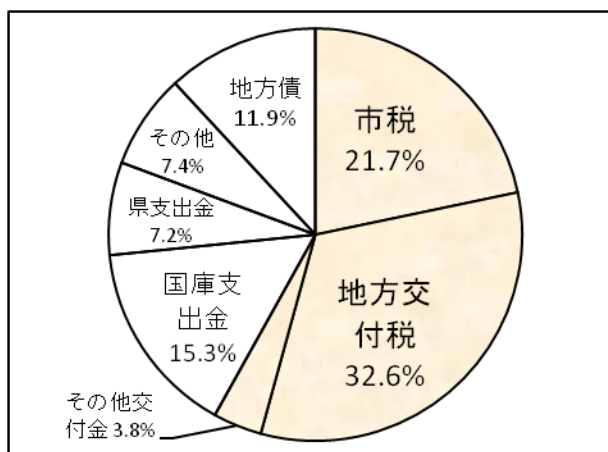
予算総額は、280億4200万円で、平成23年度に比べ約13億円ほど増額となっています。これは、合併した自治体が活用できる合併特例債は合併後10年間とされていましたが、東日本大震災によって被災地はもとより全国的に5年間延長される予定となったため、柳川市も当初の平成26年度までではなく平成31年度まで活用できる見込みとなったことを受けて金子市長が任期最後の年となることから総決算の年にしたいとして積極的な投資事業を行おうとしていることによるものです。その増額する部分の財源はほとんど合併特例債を主とする市債の増額に頼っている状況です。

ただ合併特例債は、後年度に借入額の70%が地方交付税で交付されるという有利な制度ではあるものの、その名の通り借金であることは事実で、一挙にその活用額を増やすことは後々の負担が増えることに繋がり、危うさを感じます。

平成24年度一般会計予算

歳入予算				単位：千円
	平成24年度		平成23年度	比較
	予算額	構成比	予算額	
市税	6,088,717	21.7%	6,010,938	77,779
地方交付税	9,130,000	32.6%	9,015,000	115,000
その他交付金	1,073,300	3.8%	1,184,300	-111,000
国庫支出金	4,295,960	15.3%	4,603,109	-307,149
県支出金	2,032,403	7.2%	1,970,988	61,415
その他	2,084,120	7.4%	1,997,865	86,255
地方債	3,337,500	11.9%	1,922,800	1,414,700
合計	28,042,000		26,705,000	1,337,000

歳出予算				単位：千円
	平成24年度		平成23年度	比較
	予算額	構成比	予算額	
人件費	4,767,604	17.0%	4,868,013	-100,409
扶助費	6,718,783	24.0%	6,734,937	-16,154
公債費	3,097,954	11.0%	3,132,722	-34,768
物件費	3,117,577	11.1%	3,193,419	-75,842
維持補修費	142,814	0.5%	140,836	1,978
補助費	1,591,085	5.7%	1,584,088	6,997
その他	809,720	2.9%	512,628	297,092
繰出金	3,099,371	11.1%	3,041,121	58,250
建設事業費	4,697,092	16.8%	3,497,236	1,199,856
歳出合計	28,042,000		26,705,000	1,337,000



歳入

表とグラフの色付けをしているものが、**自主財源**と言われるもので、それ以外は**依存財源**とされます。純粋な自主財源である市税は21%しかなく、国が地方自治体の税収不足などを補う地方交付税に大きく依存していることが分かります。また、冒頭申し上げた通り合併特例債を含む地方債が大きく増額しています。また、国庫・県支出金は国・県の補助事業のメニュー通りにしか活用できない所謂ひも付き予算と言われるものです。

歳出

表とグラフの色付けをしているものが**義務的経費**と言われる必ず支出しなければならないもので、家庭で言えば食費、納税費、医療費、ローンの返済費などにあたります。**人件費**は、職員数が減少（10人）することなどにより約1億円の減少、介護給付・障害者支援・生活保護などの**扶助費**は増加傾向が続いています。更に**物件費**は行政運営上必要な事務経費で、**補助費**も様々な市民活動などへの補助金であり毎年支出しなければならない経費です。**繰り出し金**も国民健康保険、後期高齢者医療、下水道事業など他の会計予算へ拠出するもので、必要不可欠な予算です。

そして新しく道路を作ったり、水路や漁港の改修、古くなった学校を建替えたりする**建設事業費**が投資事業と呼ばれますが、平成23年度に比べ約12億円（34%）も大きく増加しています。その財源の大半を合併特例債と国・県の補助金に依存していますが、冒頭申し上げた通り金子市長が任期最後の年度に当たり積極的な建設事業を行おうとするためです。

いくつか事業をご紹介します

△大和町と三橋町にインターネットの光通信網が整備されます（3億円、平成24年～25年）

大和町と三橋町の一部地域ではインターネットの光通信が利用できない状況にありましたが、市が通信会社に補助金を支給し光通信網が整備されることとなります。

△老朽化した本町・鳥の水団地の建て替え用地が選定されます

柳川市は老朽化した市営団地を順次建替えています。現在最も古い本町・鳥の水団地の用地が選定され建替えられることとなります。

△定住対策のための補助制度が始まります

柳川市の人口は合併した平成17年の約7万6千人から8年間で5千人減少しています。そこで、定住化を促進するための補助制度が創設されます。

- ・市外からマイホーム取得する人たちに最大100万円の補助。
- ・40歳未満の新婚世帯に最大12万円の家賃補助。
- ・市の空き家バンクに登録された中古住宅の改修費補助最大20万円。

△九州新幹線船小屋駅と柳川を結ぶ路線バスの運行補助が増えています

筑後船小屋駅と西鉄柳川駅を結ぶ西鉄バスは、柳川市、筑後市、みやま市の補助金で運行されています。その算定に当たり乗車率を1台あたり2.4人予測されていましたが、これまでの実績で0.8人であったということで、今年度は708万円が柳川市の補助金として支払われます。金子市長は、乗車率の向上に努め推移を見守りたいとしましたが、難しい問題です。

○個人住民税が引き上げられます

昨年の東日本大震災によって全国各地で防災対策が検討されています。そこで国が地方自治体を実施する防災のための事業の財源を確保するために法律を改正したことにより、個人住民税とタバコ税が引き上げられることになりました。

具体的には、市民税と県民税の均等割り額が500円ずつ引き上げられ、退職所得の住民税からの10%控除が廃止されます。タバコ税の税率も上がりますが販売価格への影響はありません。

これは平成26年度から35年度まで適用されますが、この引き上げによって柳川市の税収は年間7900万円程度増えると予想されており、我々議員も市民の皆さんもこの増収分が何に使われていくのかしっかりと監視していかなくてはなりません。

○介護保険料が引き上げられます

柳川市は33市町村で構成される福岡県介護保険広域連合に加盟しており、その保険料は市町村で支出される介護給付費に応じてA、B、Cの3段階に設定されていますが、65歳以上の人口増加、施設整備などにより、平成24年から26年までの保険料が引き上げられることになりました。

Bグループの柳川市の保険料の基準月額はいくつかの段階に設定されています。参考までに、Aグループの基準保険料は6589円、Cグループは4389円となっています。

○ピアス問題が和解で決着することになりました

このピアス問題、平成17年の新市誕生以降、議会の混乱の原因となってきた問題ですが、今議会でピアス社との和解案が全員賛成で可決し、長年の懸案事項が前進することになりました。和解案の内容は、アスベスト除去関係費6361万8682円の2分の1と土壌改良関係費770万9100円の全額で合計3960万円をピアス社が柳川市に支払うことで和解するものです。

この問題は、大和町にあった化粧品会社であるピアスアライズ社の工場が静岡県の工場に統合になるため、平成16年に旧大和町が同工場および土地を購入したわけですが、「その購入価格が相手側の鑑定評価を元にしたため割高な購入金額となっている」、「同工場にはアスベストが使われており、ピアス社はその危険性を知りながら問題のある工場を売り渡したのではないか」、「敷地には廃液などが投棄されており、

環境調査もせず問題のある土地を購入している」、「石田町長はそういった問題を知りながら、ピアス社に便宜を図る売買契約を結んでいるのではないか」といった問題が提起され、当時の石田市長の責任を追及する反市長派議員と石田市長および市長派議員の対立が続いてきたわけです。

当時の石田市長は、「ピアス社がアスベストの危険性を知ったうえ旧大和町に売却をしていたということなら、ピアス社の責任でその除去をしてもらおう。その為にもアスベストの除去費用を調査して交渉に臨みたい」と提案したのに対し、反市長派議員は「1円たりとも市の財政負担は許さない、すべてピアス社の負担でアスベスト除去をさせるべきで」という一点張りで、石田市長の提案を否決し、石田市長の責任問題を追求し、議会の混乱、空転が続いてきたのです。

この問題に関し、私は、この土地価格設定、環境調査などずさんであり、石田市長の責任は大きいと思いました。ただ、旧大和町議会が議決して購入していることも事実であり、いかにこの土地を早く活用できるようにするかが重要で、アスベスト除去費を算出して、ピアス社との交渉に入るべきとの立場でした。

そして、平成21年に石田氏に選挙で勝利した金子市長は、任期中に解決したいとして「ピアス社にアスベスト除去費用と土壌改良の費用全額負担を求める」という主張でピアス社と協議を重ねてきていましたが、ピアス社は「法的に費用負担の必要はないが、長年お世話になってきたことから半額なら負担する」という主張で、協議は平行線のままこう着状態となっていました。そこで市は顧問弁護士とも協議し、「裁判になるなら勝てる見込みが五分五分であり、その決着までには長年の時間が必要で、土地の有効利用ができない」ということで、和解するにしても訴訟するにしても、まずはアスベスト除去費用を把握しピアス社と交渉をしたいということで、昨年その調査費を議会に提案したところ、あの猛烈に反対していた議員たちの態度が一変し予算が可決し、調査が行われました。またこれまで3回に渡り土壌調査も行われましたが、微量のヒ素などが検出されたものの、柳川市全域に渡る自然由来のもので問題ないとの調査結果でした。

そして、今回の和解案の提案となったわけですが、「1円たりとも市の出費は許さない」としてきた議員たちは、「提案された和解案を、委員会での審議もせず即決すべき」と、早くこの問題を終わらせてしまおうと躍起になっていました。対して、石田元市長を後押ししてきた議員たちの多くが、これまでの経緯を殊更問題視するわけでもなく、大人の対応と言うか余りにも物わかりが良すぎるという感じでした。

これまでの対立から、前を向いた議論となったことは歓迎すべきことですが、この問題が持ち上がってから7年、あの混乱は何だったのか、これまでの7年間は何だったのかと言いたくなります。あの怒号渦巻く議場、反発しあい混乱する議会、それによる市政の停滞。提案する人間が変われば、賛成反対が全く逆になるということでしょうか。中身ではなく、嫌いな人の提案には反対で、好きな人になれば態度が逆になるということでしょうか。この事によって費やされた7年は余りにも大きいと言わざるをえません。

○ピアス跡地に市民文化会館？

今回金子市長は、ピアス社との和解案が議会です承されたことを受け、跡地に市民文化会館を建設したいと表明しました。

前述のピアス問題が解決することは結構なことですが、3万㎡の広大な土地の活用方法をなぜ急いで決める必要があるのでしょうか。なぜ市民文化会館なのでしょう。

これまで7年に渡り議論となってきた同地ですが、アスベストを含む建物を除去し、土壌の臭気対策をすれば、有効な市有財産となります。

これまで市は、人口減対策、産業振興策として企業誘致を盛んに唱えてきましたが、柳川市には新たに企業が立地できる整地された広大な土地はありませんでした。したがって、企業誘致どころか地元の優良な企業が工場拡大のため新たな土地を求めて他の自治体へ移って行ってしまいました。

有明沿岸道路が開通し大型船が就航できるようになった三池港まで15分、国道443号線バイパスの完成により九州自動車道まで15分、西に目を転ずると佐賀空港まで30分と格段に交通インフラが向上しました。そういう環境にあって、この広大な土地は有効活用が見込まれる重要な財産であり、今後の活用対策を十分に検討すべきです。

また、市民文化会館を建設するということは、現在の市民会館を取り壊して建てるということです。現在の市民会館は昭和46年に建設されたもので老朽化が進んでいるため、平成20年度に1500万円をかけて調査が行われ、7億円程度の事業費で改修が計画されていましたが、庁舎統合問題もあり現在に至っています。しかし金子市長が打ち出した文化会館建設の建設費は30億円を見込んでいるといいま

す。恐らく合併特例債を活用するつもりなのかもしれませんが、その活用期間が5年間延長になったからといって、有利な制度ではあるものの借金には変わりはありません。何でもかんでも合併特例債活用では将来の負担が大きくなってしまいます。

ましてや、市民会館、文化会館といった文化施設は土地があるからといって市の中心から離れた場所に建てていいものでしょうか。市民会館というものは市役所同様、街のシンボルであり、文化施設です。市役所、図書館をはじめ様々な街の機能は分散させてはいけません。市民が集いやすい中心市街地への立地が最低条件であります。

また、現在の市民会館の改修ではいけないのかも含め検討しなくてはなりません。そうでなければ改修の為の調査費 1500 万円は無駄な出費ということになってしまいます。

○ゆめタウン出店計画

このゆめタウン出店計画については前号でもご紹介しましたが、今議会でゆめタウン出店のための予算 850 万円が賛成多数で可決しました。

改めてご紹介しますと、このゆめタウンは西鉄柳川駅東側で現在柳川市が行っている区画整理事業の土地南東部の有明海沿岸道路沿いに出店を予定しています。その内容は、敷地面積 51,041 m²、売り場面積 12,094 m²、駐車台数 886 台、店舗内容は食品スーパー、家電量販店、衣料品店、本・レンタル店をはじめ飲食店など 17 の建物が建設され、更に医院 3 か所、デイサービス施設まで予定されており、名前の通り巨大な街が出現することになります。

そもそも、田んぼだったこの出店予定地は区画整理事業によって造成工事が行われ今後住宅地として活用される予定となっていますが、土地の所有者から「住宅地としての活用の見込みが立たないためゆめタウンの出店に協力してほしい」との要望書が市長に提出されたことによるものです。それを受けて金子市長は、「固定資産税など 3000 万円の税収が見込める、雇用が 300 人ほど生まれ、更に市外の大型商業施設へ買い物に行っていた市民を呼び戻したい、従って出店に賛同し、協力する」としていました。

出店予定地は優良な住宅地

人口減少が続く柳川市にとって定住化対策が重要な課題ですが、この出店予定地を含む西鉄柳川駅東部区画整理事業は平成 26 年度の完成予定で、柳川駅には東口が開設され、区域内を有明海沿岸道路が走っています。つまり今後、同地には住宅はもとよりマンションなどの建設が促進されるものと期待され、定住化対策のための優良な住宅地であります。そして、これまでのゆめタウンなどの大型店の出店の例を見てみると、田んぼからの土地造成など出店企業自身の費用で行っていますが、今回の出店予定地の約 5 万 m²の土地造成には 2 億円近くの血税が投入されています。

出店によるプラスとマイナス

金子市長は、3000 万円の税収、300 人の雇用などの効果を主張していますが、住宅地として活用した場合でも固定資産税などの税収は見込まれます。

また、現在の柳川市の個人商店の年間売上高が 55 億円程度なのに対し、このゆめタウンの売上額は 66 億円と見込まれています。ということは地元商店街の売り上げが大きく落ち込むことが予想され、同時に仕事の場が失われてしまうことにもなります。

時代の流れに逆行する柳川市の街づくり

時代が昭和から平成へと移行するころから、規制緩和により都市郊外への大型店舗の出店が相次ぐようになり旧来の商店街が打撃を受けシャッター街と化し、地域経済の疲弊、そして、車に乗らないと買い物も出来ないような都市機能が拡散した街が問題となりました。

そこで国は、平成 18 年に「まちづくり 3 法律」制定し、売り場面積 1 万 m²以上の大型店舗は商業地・準商業地といった中心市街地以外への出店を禁止するとともに、都市機能を中心市街地に集約していくコンパクトシティの街づくりの方針を打ち出しました。

その中心市街地は、商店や住宅など建物が密集しており、売り場面積 1 万 m²以上を確保できるような土地というものはほとんど存在しないため、実質上大型店舗の出店自体をできなくする法律です。

今回の予算は、土地区画整理事業はまだ継続中であり、完了すれば定住化促進のため大きな期待が持

てる優良な住宅地をゆめタウン進出のため商業地に変更させるもので、大型店舗出店による街の崩壊の反省に立って制定された「まちづくり3法」の趣旨、時代の流れに逆行するものであります。

コンパクトシティ、中心市街地の活性化のための具体的な対策もないまま、街の姿を変えてしまう引き金を引くような今回の決定、残念でなりません。

○景観条例

このたび景観条例が制定されました。内容は、市内を中心市街地・田園・有明海干拓の3つのエリアに分け、それぞれの特性に応じより良い景観を作っていこうとするものです。その方策として建物の色を落ち着いた色にすることや素材もできる限り自然素材を使用するように制限しています。

特に城堀周辺地区・旧城下町地区・西鉄柳川駅周辺地区からなる中心市街地エリアは景観重要地区として建物の高さを16m未満に制限し、更に城堀周辺地区では掘割から20mの範囲では高さを10mに制限するとしており、従わない場合は罰則が科せられます。

この景観条例制定のきっかけとなつてのは、平成16年に川下りの発着点である隅町に16階建てのマンションが建設されることになり、水郷景観を壊してしまうという議論が沸き起こりましたが、当時の柳川市の条例には高さを規制する条項はあっても、強制力がなかったため建設されてしまったということがありました。そこで私は、早急に柳川の街づくりの目指すべき姿を描き、景観条例などの条件整備をすべきと訴えたわけです。

掘割のみならず、柳川市には御花を始め様々な歴史遺産があります。更に、取り壊されそうになった白秋生家を全国から浄財を募って復元したりと歴史文化に対する関心の高い地域であります。しかし、数十年前から歴史を生かし商店街の街並みを情緒のある木造建築物やナマコ壁で統一するとか、様々な構想を作ってきていますが、コンサルタント業者を儲けさせただけで、将に絵に描いた餅で終わってきていました。

その間全国では、見捨てられていた歴史建築物や街並み、その街の歴史や成り立ちを再認識し、どこにもないその町しか持ちえない魅力を持った街づくりが進められてきています。

そういった意味で、我が柳川市も、先人が千年二千年の歳月をかけて作り上げた掘割、田園、干拓、そして城下町、その掘割と城下町の風情は詩聖北原白秋の感性を育み、多くの文化人を輩出し、柳川市が持ちえない魅力なのです。

従って、私はそういった先進地同様、国が策定した景観緑3法を活用し、街づくりをすべきと平成16年から訴えてきました。

しかし、市当局は中々動こうとはしませんでした。翌年に1市2町の合併を控えたこともあったのかもしれませんが、新市誕生の平成17年以降も、遅々として動きは見られませんでした。

そして一昨年になってやっと景観条例制定に向け景観計画策定委員会が立ち上がり、1年半に渡り検討が重ねられ、今回の条例制定となりました。

しかし、景観計画、景観条例を作ったからといってすばらしい街並み、景観が出来るわけではありません。数十年前に作られた街並みづくりの計画同様、基準を設け行政が旗を振っただけでは絵に描いた餅に終わってしまうことは目に見えています。

市民の間にも、柳川らしい景観を皆で作り上げ、後世に伝えていこうという盛り上がりが出てくるのかにかかっていると思います。その火をつけるのは行政の役目であり、将しく行政と市民の協働、価値観を共有し一体となって取り組むことが肝要だと思います。

平成24年3月22日

柳川議会議員

佐々木創主

柳川市新外町119-2

TEL:0944-74-1907

FAX:0944-75-6058

e-mail:soshu.s@nifty.com

<http://homepage3.nifty.com/soshu/>